

現況と同程度であることが条件となる。

バックグラウンド濃度に現地調査地点の測定結果を用いる場合は、地域における代表性の検討を十分に行うとともに、限られた期間の測定値であるような場合には、年間における測定期間の示す特性を十分に把握する必要がある。

対象地域に環境管理計画等に基づいた現況及び将来に対する地域総合シミュレーションが実施されていて、その将来年度が予測時点と一致、あるいは至近の年度である場合は、その結果をバックグラウンド値として利用することができる。また、その総合シミュレーションモデルの手法をそのまま利用することで、予測手法の整合性の検討を簡略化することができる。なお、将来のバックグラウンド濃度に、事業者以外の者が行う対策が見込まれている場合には、その内容を明らかにするとともに、確実に実施されるもののみを見込む必要がある。

1-7 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

条例では、評価の手段として「環境影響の回避・低減に係る評価」と「国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討」の2つの手法が導入されている。

建造物の構造・配置の在り方、環境保全整備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を比較検討すること、実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により環境要素に与えるおそれのある影響が、回避され、又は低減されているか否かについて評価する必要がある。

複数案の検討には、地点選定から技術、工事方法まで幅広い選択肢があり、環境保全対策の効果の大きさ・種類の異なる複数の案の長所・短所を比較検討の上、選択し、計画をよりよいものにしていくことにより、環境影響がどのように回避され、低減されていくか評価することが求められる。また、大気関係の環境保全技術では、特に技術の進歩は著しく、技術の発展を見込みながら施設の併用時点で、実用技術の中で最善のものを導入すること、いわゆる「実行可能なよりよい技術」の導入の観点からも、事業者の回避・低減の努力が評価されることとなる。

また、環境基準、環境基本計画その他の国又は県若しくは関係する市町村による環境保全の施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する必要がある。

環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置の内容、実施期間、実施の方法等を具体的に示すとともに、環境保全措置の効果が事業に伴う環境影響に質・量ともに対応したものになっているか、環境保全措置を実施しても残存する環境影響はどのような内容でどのような程度のものか、環境保全措置を実施すること自体による環境影響はどの程度あり、問題がないかどうかを検討し、その結果を整理する必要がある。環境保全措置が必要十分な質・量・期間で確実に実施されることを検証できるよう環境保全措置の効果、不確実性の程度を事前に整理し、また、実施主体を明らかにしておく必要がある。

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う大気質への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、大気質への影響を回避・低減するための措置として検討する。また、この結果として、対象事業の実施による影響の回避・低減の程度をできるだけ明らかにする。

環境保全措置の具体例としては、次のような内容が考えられる。

(1) 工事の実施における環境保全措置

- 工事内容の平滑化、作業時間の見直し等により、機械台数の削減、過度の集中を避ける。
- 硫黄分の少ない燃料の使用や、排出ガス対策型及び電気を動力とする低公害型の建設用機械を使用する。
- 仮囲いやフェンス、緩衝帯を設置する。
- 強風時には散水やシートで覆うなどの表面処理を行い粉じんの発生を抑制する。
- 工事用車両等の走行に当たって、特に大気環境上配慮が必要な地域における大気環境への影響を回避又は低減することを目的とし、走行経路を検討する。
- 工事用車両等の走行に当たって、交通が集中しないように走行経路を分散する。
- 工事用車両等は、低公害車を使用するとともに、アイドリングストップを励行する。
- 走行ルートについては、混雑した道路や住宅街等の走行を避ける。
- 走行台数の削減には、海上からの輸送への転換、1台当たりの積載量の見直し等の検討を行う。

(2) 供用後の燃焼施設等における環境保全措置

- 燃焼施設等を適正に管理する。
- 燃焼施設等において、良質燃料を使用する。
- 燃焼施設等に排煙脱硫装置、排煙脱硝装置や集じん装置を設置したり、除去効率を向上する。
- 煙突高さの嵩上げ、排出位置の変更等により排出の方法を改善する。
- 各種対策を組み合わせ、問題となる地域の状況の影響を避ける工夫を行う。

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容について、次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う大気質への影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

事業者により具体的実行可能な検討には、次のような観点が考えられる。

- 大気汚染物質の排出量、排出濃度が法令等の基準に照らして問題がないこと。
- 環境保全措置の水準が他の類似事例に照らして妥当であること。
- 自動車の走行経路の分散等が物理的に実施可能であること。
- 除去装置等の効率は妥当であること。
- 除去装置等が安定的に運転可能で、安全性等に問題がないこと。
- 除去装置等の性能が技術的に実証されていること。